

滋賀県過疎地域持続的発展方針(案)【概要版】

※昨今の動向を踏まえ新たな視点として盛り込んだ事項等を赤字下線で記載

1 滋賀県過疎地域持続的発展方針の位置づけ

【経緯・内容】
・昭和45年4月1日に「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として施行されて以来、これまで5回の時限立法が制定
・令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定(20年ぶりに新たな法律が制定)
・本方針は、県内の過疎地域の現状や過疎地域を抱える市の取組等を踏まえ、法第7条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るための大綱となるものであると同時に、法に基づき策定される過疎地域持続的発展市町村計画や過疎地域持続的発展県計画の指針となるもの
【方針の期間】
令和8年4月1日～令和13年3月31日
【過疎地域指定の状況】
長浜市(旧虎姫町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)、高島市(旧朽木村)、東近江市(旧愛東町、旧永源寺町)、甲良町

2 過疎地域の現状と課題

- (1)過疎地域の人口の動向
- (2)過疎地域の産業の動向
- (3)過疎地域の施設整備の状況
- (4)過疎地域の課題
 - ・集落の維持、活性化
 - ・農産物の高付加価値化などによる所得確保、スマート農業による省力化
 - ・魅力ある働く場の確保 ・安定的な医療体制の確保

3 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

- (1)過疎地域の魅力
- (2)基本的な方向
 - ・過疎地域の持続的発展にあたって、次の4点の基本的な考えに沿って取組を推進
 - ・北部振興の取組成果やノウハウを過疎地域の持続的発展につなげる
 - ①多様な主体と幅広く連携したソフト事業の取組の充実および人材の育成・確保
 - ②過疎地域の魅力、資源を活かした多様な関わりの創出
 - ③情報通信技術の活用(DX)
 - ④過疎地域の実情や過疎地域を抱える市のまちづくりの考え方を尊重
- (3)広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連
- (4)県の責務
- (5)方針に基づく計画の策定

4 過疎地域における移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項

- ・地域における受入体制の整備
- ・二地域居住の促進・関係人口の創出
- ・特定地域づくり事業協同組合や地域おこし協力隊等の制度を活用した多様な人材の確保
- ・都市農村交流の推進

5 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

- (1)農業の振興
 - ・営農体制の構築 ・就農者への支援
 - ・スマート農業による省力化
 - ・農道、用排水路、獣害防止柵等の基盤施設整備
- (2)林業の振興
 - ・林道等の生産基盤の適切な維持管理
 - ・森林環境学習等の自然とふれあえる機会の創出と空間整備による森林の有効利用の促進
 - ・多様な生態系に配慮し水源かん養に資する森林整備
- (3)水産業の振興
 - ・稚魚放流などによる水産資源の増殖
 - ・漁業者と地域住民が連携して行う生態系の維持・保全のための活動、漁業体験等の教育の場の提供、地域における食文化継承等の取組の支援
- (4)商工業、情報通信産業等の振興
 - ・地域内での経済循環につながるビジネスの創出
 - ・AI、IoT機器等の導入補助等デジタルツールの普及
 - ・市町と連携した産業用地の確保・産業振興
- (5)観光の開発
 - ・グリーンツーリズムやエコツーリズム等の着地型観光の開発
 - ・シガリズムの推進
 - ・体験・交流型の観光コンテンツやピワイチ等の推進による地域活性化

6 過疎地域における情報化に関する事項

- ・地域間の情報通信格差の是正
- ・非常時における情報伝達手段の強化

7 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

- ・近隣地域等との道路網の整備
- ・道路等の融雪施設等の整備
- ・鉄道駅における施設改修
- ・「拠点連携型都市構造」の実現、地域の実情に応じた交通手段の確保

8 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

- ・広域連携の推進等による水道事業の基盤強化
- ・雨水排水・浸水対策の実施
- ・自治会等が取り組む安全なまちづくり活動の支援

9 過疎地域における子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

- ・地域全体で高齢者を支える仕組みづくり
- ・NPOなど多様な主体と連携した子育て支援のための地域ネットワークの構築
- ・持続可能な保育機能確保のための保育所等の多機能化等の取組支援

10 過疎地域における医療の確保に関する事項

- ・市立病院や診療所の老朽化した施設の整備や医療機器の更新
- ・ICTを活用した医療の確保

11 過疎地域における教育の振興に関する事項

- ・地域の特色を活かした教育、地域住民との交流活動が展開できる学校づくり
- ・地域人材や施設を活用した地域とともにある学校
- ・統合型スポーツクラブの支援

12 過疎地域における集落の整備に関する事項

- ・地域づくりに係る専門的人材の紹介・派遣
- ・生活不安を解消するための事業の実施

13 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

- ・伝統的な行事等の県内外への情報発信
- ・後継者やボランティア、応援団の確保・育成

14 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

- ・再生可能エネルギーの利用促進
- ・地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進